

1. 子ども・子育て支援新制度について

一人ひとりの子どもが、すこやかに成長することができる社会を目指して、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が全国的にスタートし、本町でもそれに基づいて実施しています。

【就学前児童の教育・保育施設等の利用について】

新制度では、幼稚園（※）、保育所、認定こども園等の利用を希望する場合は、町に「子どものための教育・保育給付支給認定申請書」を提出して、「保育の必要性の認定」等を受けていただく必要があります。（※新制度に移行されない幼稚園を利用する場合は、認定を受ける必要はありません。）

申請を受けて、町が3つの認定区分（下記参照）に応じて「子どものための教育・保育支給認定証」を交付し、利用施設の種類の種類が決まっていきます。

2. 保育の必要性の認定について

（1）認定区分について

年齢	保育の必要性	認定区分	保育の必要量	利用施設の種類の種類
満3歳以上	幼稚園等での教育を希望される場合	1号認定（教育認定）	教育標準時間	幼稚園 認定こども園（教育部分）
	「保育の必要な事由（※）」に該当し、保育所等での保育を希望される場合	2号認定（保育認定）	保育標準時間 保育短時間	保育所 認定こども園（保育部分）
満3歳未満	保育所等での保育を希望される場合	3号認定（保育認定）	保育標準時間 保育短時間	保育所 認定こども園（保育部分）など

※保育の必要な事由…保護者が一定基準以上の就労をしている、妊娠中または出産後間がないなど、国が定める保育の必要性の基準に基づき、町が認定します。

3. 入園資格について

年齢	入所資格	(令和5年4月1日入園の場合)
3歳児	平成31年4月2日～令和2年4月1日	生
4歳児	平成30年4月2日～平成31年4月1日	生
5歳児	平成29年4月2日～平成30年4月1日	生

4. 入園定員について

保育所名	住所	電話	定員
認定こども園豊能町立ふたば園	希望ヶ丘6丁目18番地の1	072-739-1577	80人
豊能町立ひかり幼稚園	新光風台1丁目5番地の1	072-738-4345	180人

5. 申込み受付について

入園基準	原則として児童及び保護者が本町に居住し、住民登録していること。
願書等の配布及び受付場所	9月8日（木）～9月26日（月） ひかり幼稚園・認定こども園ふたば園・本庁教育委員会 ※吉川支所は配布のみです。 ※郵送・電話による受付は行いません。
願書の受付期間	令和4年9月8日（木）～令和4年9月26日（月）
入園予定日	令和5年4月10日（月）

*「豊能町立以外の施設」については、直接お問い合わせください。

6. 申込みに必要なものについて

必要な書類等		備考
全員の方が必要	<input type="checkbox"/> 子どものための教育・保育給付支給認定申請書	
	<input type="checkbox"/> 入園願書	
該当者のみ必要	<input type="checkbox"/> 課税状況申告書	・令和5年1月1日時点で他市町村に住民登録していた保護者の方は、必ず市町村民税課税証明書類を添付してください。 ・複数児童の場合はコピー可
	<input type="checkbox"/> 一時預かり保育を利用する共働き世帯など	・施設等利用給付認定申込書 ・保育を必要とする事由証明書
	<input type="checkbox"/> ひとり親家庭世帯	・ひとり親家庭医療証のコピー ・児童扶養手当証書のコピー ・遺族年金等の証書のコピー ・離婚調停中の場合は調停中であることが分かる書類（裁判所発行）のコピー など ひとり親家庭世帯であることが分かるもの。 ・未婚の場合は未婚であることが分かる書類（戸籍謄本）のコピーなど ひとり親家庭世帯であることが分かるもの。
	<input type="checkbox"/> 生活保護世帯	・生活保護受給証明書、生活保護開始通知書 など 生活保護世帯であることが分かるもの。
	<input type="checkbox"/> 世帯に障がいのある方がいる場合	・身体障害者手帳（氏名、等級記載部分）のコピー ・療育手帳（氏名、等級記載部分）のコピー ・精神障害者保健福祉手帳（氏名、等級記載部分）のコピー ・特別児童扶養手当証書のコピー など 世帯に障がいのある方がいることが分かるもの。

7. 保育料について

令和元年10月1日より無料となりました。

*月額25,700円が上限となります。

*実費として徴収される費用（通園送迎費、食材料費、用品代、行事費、特定負担額など）は無償になりません。

8. 給食費について

施設名	
認定こども園ふたば園	月額3,000円程度（異なる月があります）
ひかり幼稚園	月額2,800円程度（異なる月があります） *週1回お弁当日があります。

*食材料費のうち副食費（おかず代、牛乳代）については、保護者の市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯及び小学3年生の児童から数えて第3子以降の児童には減免があります。

9. 一時預かりについて

定められた保育時間を超えて施設を利用できます。（保育が実施されない日は、一時預かりもありません）

① 共働き世帯など「保育の必要のある」場合の預かり保育料は上限の範囲内で無料となり、新たに保育の必要認定が必要です。

② 上記以外の預かり保育の場合は、別途保育料が必要です。

	9:00	14:00	17:00
教育標準時間	基本教育時間 (4時間/日)		一時預かり (300円)

令和5年度 幼稚園・認定こども園 入園のご案内 (1号認定用)

内 容

1. 子ども・子育て支援新制度について
2. 保育の必要性の認定について
3. 入園資格について
4. 入園定員について
5. 申込み受付について
6. 申込みに必要なものについて
7. 保育料について
8. 給食費について
9. 一時預かりについて